

令和3年度第3回江東区外部評価委員会（A-②）

- 1 日 時 令和3年7月15日（木）
午後6時30分 開会 午後8時35分 閉会
- 2 場 所 オンライン開催
〔事務局設置場所：江東区文化センター6階 第1会議室〕
- 3 出席者
- (1) 委 員
- 吉 武 博 通
河 野 博 子
河 上 牧 子
- (2) 関係職員出席者
- [施策12]
- | | |
|--------------------|---------|
| 総務部長 | 伊 東 直 樹 |
| 総務部 人権推進課長 | 壽 賀 奈緒美 |
| 総務部 男女共同参画推進センター所長 | 川 辺 雅 嗣 |
- [施策26]
- | | |
|-------------------|---------|
| 総務部長 | 伊 東 直 樹 |
| 総務部 危機管理課長 | 重 村 和 幸 |
| 総務部 防災課長 | 松 村 浩 士 |
| 福祉部長 | 武 越 信 昭 |
| 福祉部参事（福祉課長事務取扱） | 梅 村 英 明 |
| 土木部参事（河川公園課長事務取扱） | 山 田 英 典 |
- (3) 事務局
- | | |
|------------|---------|
| 政策経営部長 | 長 尾 潔 |
| 政策経営部 企画課長 | 油 井 教 子 |
| 政策経営部 財政課長 | 保 谷 俊 幸 |
- 4 傍聴者数 1名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策12「多様性を認め合う（ダイバーシティ）社会の実現」ヒアリング
— 休憩（5分程度） —
3. 施策26「地域防災力の強化」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

委員名簿

出席職員名簿（施策12・26）

施策評価シート（施策12・26）

行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策12・26）

事業概要一覧（施策12・26）

外部評価シート（施策12・26）※外部評価委員のみ

外部評価モニター意見シート（施策12・26）※外部評価モニターのみ

午後6時30分 開会

○吉武班長 それでは、定刻になりましたので、これから第3回の江東区外部評価委員会A班のヒアリング2回目を開催したいと思います。

今日は1,300人を超える感染者が都内で出たということでございます。本日はオンラインでの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

委員3名は全員そろっております。傍聴の方が1名いらっしゃいます。傍聴者には本日の会議をオンラインで配信しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、13名の外部評価モニターの皆様にもオンラインで御参加いただく予定でございます。お忙しい中、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今回の外部評価対象施策は、施策12「多様性を認め合う（ダイバーシティ）社会の実現」と施策26「地域防災力の強化」の2施策です。

始めに、お手元の資料の確認をお願いします。事務局より事前に配付されております会議次第に配付資料の一覧がございますので、お手元にそろっているかを御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案に入っていきたいと思います。その前に委員の紹介をさせていただければと思います。お手元の名簿の順番でございますが、私は、班長を務めております、全体の委員長も兼ねております吉武と申します。よろしくお願いいたします。

では、河野先生、お願いします。

○河野委員 河野博子と申します。よろしくお願いいたします。

○班長 河上先生、お願いします。

○河上委員 河上と申します。よろしくお願いいたします。

○班長 ありがとうございます。

それでは、区の出席者の皆様も、お手元の名簿の順番に御紹介をお願いします。

○伊東総務部長 総務部長の伊東でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○壽賀人権推進課長 人権推進課長の壽賀でございます。よろしくお願いいたします。

○川辺男女共同参画推進センター所長 男女共同参画推進センター所長の川辺と申します。よろしくお願いいたします。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、総務部長から施策12「多様性を認め合う（ダイバーシティ）社会の実現」の現状と課題、今後の方向性等について、10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○総務部長　それでは、よろしくお願ひいたします。本施策の主管部（課）は総務部の人権推進課となっております。また、江東区扇橋三丁目にあります男女共同参画推進センター、通称パルシティ江東でございますけれども、活動の拠点として各種講座等を実施しております。お手元の評価シート、A3の折り込みになってございますけれども、こちらを御覧いただきたいと思ひます。こちらのシートを中心に御説明申し上げます。

1の施策の分析について御説明いたします。（1）に記載のとおり、江東区がこの施策を通じて目指す姿は、全ての区民がお互いの人権を尊重し、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現となっております。

令和2年度の達成状況は（2）の指標、「江東区は多様性を認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすいまちである」と思ふ区民の割合で管理してございます。目標値80%に対して、令和2年度の実績は41.8%となっております。これは令和3年2月に実施いたしました江東区長期計画区民アンケート調査結果によるものでございまして、41.8%の内訳は、「そう思ふ」が8.3%、「どちらかといえばそう思ふ」が33.5%となっていて、その合計となっております。また、回答項目の中では「どちらかといえばそう思ふ」という割合が最も高く、ついで「わからない」が26.8%と高くなっています。この「わからない」とする区民の割合は、前年度に実施した同調査と比べると4.7ポイントほど増加してございます。「わからない」という回答は男女間での大きな違いは見られない状況でございますが、年齢別では25歳から50歳代、それから65歳以上の年代で全体を上回っている状況となっております。多様性を認め合う人権尊重の意識が十分に浸透していないことがこの調査結果からうかがえ、今後より一層の啓発が必要な状況となっているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、区に設置してございます男女共同参画審議会における審議や御意見を踏まえて、昨年度第7次江東区男女共同参画行動計画を策定いたしまして、これを着実に推進していく必要があると考えてございます。また、現在のコロナ禍でも啓発事業など各種事業を継続して実施できるよう、ICTの利活用を積極的に進めていく必要があると認識してございます。

次に、2の取組の分析です。資料に記載のとおり、区では4つの取組方針を掲げ、施策を推進してございます。取組方針1の人権と多様性を尊重する意識の醸成、それから、次

のページになりますけれども取組方針2の男女共同参画の推進、そして取組方針3のワーク・ライフ・バランスの推進、そして、次のページになりますが、取組方針4の異性に対するあらゆる暴力の根絶の4つでございます。

最初の1ページにお戻りいただきまして、取組方針1でございます。人権と多様性を尊重する意識の醸成を御覧ください。この取組方針では、多様性を認め合う社会の実現に向けて地域、団体・企業が行う人権推進の取り組みを支援するほか、人権相談体制を整備し、相談を通じて支援や救済につなげています。また、人権週間行事、あるいは区民まつりでの人権ふれあいランドの出展ブースや学習講座による啓発活動、それから人権意識をライフステージの早期から醸成するための取り組みとして学校教育との連携に取り組んでおります。

一方、LGBTなど性的少数者への対応や、あるいは外国人、あるいは最近ではコロナ患者、コロナ医療従事者に対する人権問題、またインターネット上での誹謗中傷など新たな人権課題への対応が今日求められているところでございます。人権尊重の理念が広く社会に浸透するための地道な取り組みが必要だと認識してございます。

次のページの取組方針2でございます。男女共同参画の推進は、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取り組みでございます。令和元年度に実施した区民調査結果によりますと、男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるという固定的な性別役割分担の考え方に反対する人は6割強を占めています。前回、5年前の調査と比べますと反対の割合は増加しているものの、依然として性別役割分担の考え方に賛成だという方も2、3割いらっしゃる状況でございます。また、社会全体において男女が平等だと思ふ区民の割合は14%程度にとどまっており、依然として社会のあらゆる分野において男性優遇の意識が強いことが調査結果に表れてございます。こうしたことから、男女共同参画推進センターでは男女共同参画意識啓発のため広報誌やメールマガジンの発行、各種学習講座を実施してございます。

なお、取り組み状況の推進を図るため、区の審議会等への女性の参画率を指標としてございますが、近年横ばいの3割程度で推移している状況でございます。指標のポイントが上昇しない原因といたしましては、審議会等の各種委員の就任の条件が関係機関・団体の会長などの職務指定、いわゆる充て職となっており、あるいは専門職の方に御依頼する場合、その専門職にそもそも女性の人材が少ないといった事情もございます。女性の参画率を是正するためには、委員就任依頼を会長や年長者に限定しないなど条件の緩和の働きか

けのほか、関係団体等における代表職への女性の選出を進めていくことも必要であります。今後とも意思決定の場に女性の声が届くよう、区としても積極的に取り組んでまいりたいと思います。

取組方針の3つ目、ワーク・ライフ・バランスの推進です。区民がそれぞれのライフステージに応じて多様な生き方が選択できる社会を実現するためには、仕事や家庭、育児、介護、趣味などを両立できるようにすることが重要です。取り組みの成果指標では、「仕事と生活の調和がとれた生き方を実現することが出来ている」と答えた区民の割合は、目標の80%に対して53.3%という状況です。一方で、令和元年度の区民調査結果によれば、生活における時間の優先度について尋ねると、生活の中で仕事、家庭生活、個人生活全てのバランスを取りたいと思う人の割合が全体の4割あるものの、それを実現できているという方は全体の1割にとどまっているという調査結果もございます。現実には男性は仕事、女性は仕事あるいは家庭生活を優先させている状況が調査結果から受け取れます。

また、育児休業の利用に関する企業調査項目では、配偶者が出産した際の男性従業員の育児休業取得率は7.9%であり、女性従業員の82%と比べるとかなり取得率は低い状況となっております。男性従業員の育児休暇で見ても取得率は25.8%となっている状況です。さらに、家庭生活における夫婦の役割分担の実態を尋ねる調査項目では、家事や育児、介護の大半を妻が担っている状況が明らかになっています。

取組方針3の指標が目標値を大きく下回っていることから、区では区内事業所の経営者層への意識啓発と併せ、家庭における男女共同参画意識の実現、及び個人の希望に応じて働き続けられるための仕組みづくりに向けた取り組みを行っているところでございます。

次のページの取組方針4の異性に対するあらゆる暴力の根絶です。配偶者や親密なパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。令和元年度の区民調査結果では、これまでにDV被害を受けたことがある人は約2割で、このうち暴力を受けたときに相談しなかった、あるいはできなかった人は53.1%と半数を超えている状況でございます。その理由は、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」がそれぞれ4割程度となっていて、DVが当事者間の問題としてなかなか表面化しにくい実態が受け取れます。同じ調査で必要だと思う対策について尋ねる回答で上位に入っているのが、「被害者のための相談や避難場所の充実」となっております。

取組方針4の指標としているのが「DV相談窓口を知っている区民の割合」で、目標の

70%に対して令和2年度では29.2%という結果になっています。DVは本来未然に防いでいくことが何よりも大切なことであることから、暴力を容認しない意識形成を進めていくこと、そして被害者保護のための相談支援等の周知も含めて引き続き進めていきたいと考えてございます。

なお、今年度から区民からの要望が強かった男性からのDV相談を受け付ける事業をこの7月から立ち上げているところです。区としては一連の取り組みを通じて人権を尊重することの大切さを、区民の方が他の人の問題ではなく自分自身の問題として捉えていただけるよう取り組んでまいります。

また、具体的な人権侵害事案に備え、相談体制の整備とともに警察等関係機関との密接な連携の構築にも努めてまいりたいと考えてございます。

私から説明は以上でございます。

○班長 どうもありがとうございました。

まず、委員の皆さんから御質問、御指摘いただければと思います。

○委員 ありがとうございます。

私から2点質問いたします。最初に施策の分析のところですけども、今の総務部長の御説明ですと、目標値に比べて数値が低くなっているのは人権尊重が浸透していないからではないかという御理解ですけども、私はそうではないのではないかと思うのですね。私が推測するに、例えばここ数年、アメリカではハリウッドの女優たちが始めた「Me Too運動」であるとか、それから去年で言うと「Black Lives Matter」と、これは黒人の人たちの運動で、本来であれば日本人はアメリカでそういうことがあるんだなど、人ごとみたいに感じていてもよかったのが、国内でも結構それに連動したデモとか動きがありました。というのは、国内で日本人だけじゃなくいろいろな外国人であるとか、いろいろな人種の人たちが生きているというような世の中になってきているからだと思うのですね。さらに、漫画とかでも、例えば最近すごく人気がある漫画で『妻が口をきいてくれません』という漫画があるのですが、日常生活の中での夫婦間のイライラしているのですかね、そういうことを漫画の題材にしたようなものがありました。

そこで、質問としては、人権尊重が浸透していないのではなくて、自分の身の回りでもやもや思っていたり、起きていることが、果たしてこれが問題なのか、あるいはしょうがないことなのか、よく分からないということがあるので、それがさっきの御紹介のあった数字になってきているのではないかと思うのです。

区などの行政として必要なのは、寝た子を起こすような行政展開ではないかと私は思っているのですが、そこをもうちょっと身の回りから「こういうことを経験したことがありますか」、「それは差別です」とか、「そういうことはいけません」とか、「だんだんそういうことはやめようという世の中の流れになってきますよ」とか、そういうもう少し踏み込んだ積極的広報と、それもポスターとかそういうのだけではなくて、いろいろな区の今の流行りのSNSとかそういうところで発信していくと、それで揺り動かして行って、ここにあるような全ての区民がお互いの人権を尊重し、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、自分らしく生きることができるような区にしてもらうためには、もうちょっとそこに踏み込んだ施策が必要だと思っております。これについて今まで考えておられたのか、もう既にやっているのか、あるいはそういう考え方もあるなどと思ってこれから検討するのか、そこのお答えをいただきたいと思っております。

もう一点質問があるのですが、最初にその点のお答えをお願いします。

○班長　それでは、お願いします。

○人権推進課長　人権推進課長でございます。

今の御質問の件ですけれども、人権推進課が啓発事業として実施しておりますのが、人権学習講座や、人権週間行事に行う講演会等でございます。そのほか区報で人権のコラムを掲載するなどの啓発を実施してきたところですが、ただ、結局興味を持った方が学習講座、講演会に申し込んでくださるというような状況が長年続いておりました。実際に、人権意識を、特に意識をして生活していない方々、興味がない方々にどうすれば身近に人権課題があるかということをごらからもう少し裾野を広げていくというか、人権をあまり意識していない方にどう周りにいろいろな人権課題があるかということを知っていただくために、昨年度、人権週間行事が中止になりましたので、その代替事業として人権啓発パネル展を開催したところです。人権啓発パネル展は区内の文化センターのホールなどにパネルを展示して、パネル展を見に文化センターにいらっしゃる方以外にも、別の用件で文化センターにいらっしゃった方にも目に触れるような形でちらっと見ていただいて、「あっ、こういう課題もあるのか」というところで、自ら学ぼうとか、自ら興味があるから調べてみようという方たちだけでなく、普段意識していない方にも知っていただくという取り組みをようやく開始したところでございます。まずは、その一歩というところでございます。

以上でございます。

○総務部長 私の方から補足させていただきますと、先生がおっしゃったことはすごく分かるのですが、我々の理解としては、実際に例えば口頭ですとかマイクを向けて「人権問題が実現している社会ですか」というように問えば、なかなかひょっとしたら「分からない」という答えが出てくるかもしれないのですが、今回はアンケートという形で、自分自身が鉛筆で書き込むことができる調査項目でしたので、思うように心の中の答えを、思っていることを出してくれるというふうに我々は理解していきまして、その中で「分からない」というのが多かったものです。しかも前年と比べると増加しているという状況もありましたので、我々とすれば、一つにはやはり自分の問題として捉えていないというところとちょっと語弊があるかもしれませんが、自分は守っているけれども、これはほかの人の問題なんだというようなお考えの方もいらっしゃるのではないかとということで浸透していないというふうに結果として分析したところでございます。

ただ、どのようにして声を上げたらいいかというのが、ひょっとしたら先生が御指摘のように分からないかもしれませんので、今後そういった視点も踏まえて事業展開を図っていききたい、あるいはPRを図っていききたいと考えてございます。

○委員 ありがとうございます。裾野を広げるとか、まだよくこれがいいことなのか、悪いことなのか、私は怒っていいのか、怒らなくていいのか分からないという多くの人たちがいると思うので、そういう人たちを対象に発信するなり、いろいろなプログラムを作るなりやっていかれたらいいと思います。

もう一点の質問は、最後の異性に対するあらゆる暴力の根絶ですけど、これは周知用カードの設置と、あとポスター展示などということですが、質問としては周知用カードというのはどういう所に設置しているのですかということと、あとポスターというのはどういう所に掲示していますかという質問です。

○班長 では、お願いします。

○男女共同参画推進センター所長 男女共同参画推進センター所長です。

まず、カードは、区の関係施設の、今は女性の悩みとDV相談なので女性トイレのほうに設置しております。この7月から男性DVと、それからLGBTの相談も始めましたので、そちらについては、男性DVについては男性、LGBTについては両方のトイレに、基本的にはトイレに置いて、あとは置けないときにはどこか適当な所を各施設にお願いしているところです。

ポスターにつきましては、30年度にいわゆる区内の広報板、200ちょっとあるので

すけれども、そちらに掲示させていただきました。昨年と、それからその前年はちょうど計画策定の年だったので2つ調査をしましたし、昨年は1年間ずっと新たな計画の策定をしましたのでポスターのほうは手が回らなかったのですが、先ほど言った2つの新しい相談窓口も開設しましたので、それらを含めて3つの相談窓口の周知を、新しく今年度はポスターにしてやりたいと考えております。広報板についてはすぐできるのですけれども、その他、なるべく広げたいと思っはいるのですけれども、こちらからお願いするだけではなかなかやっていただけないので、カードの設置とポスターの掲示について、どこまでできるか分からないですけれども、こちらの拡大についても少しずつ行っていきたいなどは考えております。

○委員 ありがとうございます。

目につく所にぜひ、せっかく良い相談窓口を設けられているので、バスだとか銀行、郵便局、コンビニ、スーパー、あるいは電車の中張り広告だとか、効果的になるようにその辺は工夫して、お金もかかるとは思いますけれども行っていただいたらいいのかと思います。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、お願いします。

○委員 ありがとうございます。私からは3点お伺いしたいと思います。

1点目は、今の委員の御質問とも重複する内容ですけれども、取組方針1について、まずお伺いしたいと思います。意識の醸成の部分ですけれども、ここで取り上げられている指標の結果とはちょっと違うのですけれども、ここにありました区民意識調査の中で男女が平等だと思う割合が14%と、思ったより低いなという印象を受けております。2021年度の東京都の同じような世論調査では、男女平等に関する意識調査として「平等だと思っている」というのは20%というふうに回答があります。それに対して区は14%なので、ちょっと低かったかなという印象を持っております。ただ、これは江東区さんだけではなくて、日本は本当に国際機関、世界経済フォーラムの調査なんかでも先進国の中でも中国、韓国、インドよりもさらに下回るということで、日本全体の課題だと思うのですけれども、意識の低いところにどういうふうにアプローチしていくのか、関心のある方、もしくは問題を抱えていらっしゃる方とは違う、地域全体にどういうふうにアプローチしていこうと具体的に動いていらっしゃるのか、そこをちょっと教えていただきたいなと思います。

例えば人権に関心がある方だけではなくて、別分野とのコラボレーションの中で人権に関するテーマに対してアプローチをするとか、あとは具体的に14%しか平等だと思っ

いないというこの結果に対してさらなる、今は性別と年齢による分析はあったのですが、例えば地区別ですとかそれぞれ詳細な回答者の属性を持っていると思うので具体的な分析をしているのか、その辺りをまず1点目、教えてください。

○班長　　お願いします。

○男女共同参画推進センター所長　　確かに平等と思われるのが男女合わせて14%という形ですけど、この設問は「どちらかといえば男性」、「どちらかといえば女性」という選択肢があって、やはり「どちらかといえば男性が優遇されている」というのが全体でも53%と一番多くなっています。これらから選ぶとまるっきり本当に平等とはなかなか言いつらいのでどちらかに振れてしまう、特に男性のほうが優遇というほうに振れてしまうのかなというところは思っております。

年齢別はありますが、地区別までは分析はしていませんけども、年齢別に見ますとやはり高い年齢の方のほうが、「どちらかというとは平等ではない」というふうに考えているということで、若い方の方が平等と思っている率は高い。特に男性のほうが高く、女性が低いということで、やはり男性は御自身のほうが優遇されている、社会的に今までも優遇されていますので平等だと思う方が多いのかなというところで、今まで特に男女共同参画という形では女性の推進という形であるべく女性を引き上げるという施策だと思います。これもこの計画はまだ不十分ですので、新たな問題として全ての方という部分もありますけども、以前からの女性の活躍、いわゆる単純な平等というのも当然課題であるので、計画も1つの柱になっています。それに上乗せしてLGBT等の新たな課題もありますので、全ての方の平等、国籍、生き方いろいろありますけども、それらを含めた形の計画を立てて、それに基づいて推進していこうかなという部分を考えて、調査結果と新たな計画という形ではそういうところを考えております。

○班長　　どうぞ。

○委員　　2点目で、取組方針2に関する質問がございます。関係機関へ女性の参画を促すということですが、例えば審議会等への女性の参画率を指標に挙げていらっしゃるんですけども、専門家ですとか何らかの組織の代表以外に、例えば公募区民を増やしたらどうかと思ったのですが、そういう公募区民で専門職でもなく、何か組織の代表でもないけれども女性の参画率を上げるという、そういう取り組みは実際にどのくらいされているのでしょうか。

○男女共同参画推進センター所長　　当然公募委員をなるべく多くして、女性の割合を増や

していただくという形では、一つは職員の事務マニュアルというところでは、審議会の委員の選択方法という形でこちらから資料を提出させていただいて、そういうマニュアルにも入れてあります。今、委員がおっしゃったように公募委員を募集するという形でやっているところもありますけども、専門的な委員会で公募委員がなじまないところは、どうしても専門職でいうとお医者さんですとか歯科医師がどうしても男性が多い、またいわゆる産業、文化のほうでは物づくりの方ですね、この方はやはり男性主体の団体で、そもそも女性が団体に所属していないという、こういうところの委員会は本当に10%以下とか10%程度の女性の参画率になってしまうというところで、こちらについてもいろいろな審議会というところで一般公募になじまない、または一般公募しても割合的に少ないので、結果、まだまだ女性の参画率が上がってこないというような状況であります。

法律とかでもう充て職として決まっているところはなかなか替えられない、条例も難しいというところも各所管からは聞いていますけれども、できるところからやっていくという回答も得ていますので、今後も各所管の状況を把握しつつ、女性の参画率が上げられるような努力をお願いしていきたいとは考えております。

○班長 続いて、お願いします。

○委員 3点目です。取組方針4について質問させていただきたいと思います。この取組方針4に関する質問というのは、非常に当事者の問題というのが大きくて、個別性・専門性が高く、かつスピードをもって解決しないといけないことも多いと思うのですが、今いただいている指標からだ、割とスピード感があって個別的にすぐ解決につながるような活動をしているのかどうかというのが少し読みにくかったのですが、相談窓口を月何回とか、そういうのはあると思うのですが、その辺の対応というのはどういうふうになっているのか、他の地域を見ますと、最近はICTをよく利用していて、従来の電話相談とか窓口相談以外にインターネットを使って相談機能が充実していたり、あとはチャットボットなんかを使って、データベース化した知識から今すぐに何か悩みを解決したい、もしくは悩みを共有したいとか、そういう方のニーズに応えるという仕組みができています所も結構出てきているのですけれども、その辺りの検討というのは今までどのようなものがあったか教えていただけますでしょうか。

○班長 どうぞ、お願いします。

○男女共同参画推進センター所長 そうですね、取組方針4につきましては、相談機能というところで、今男女共同参画推進センターが所管しているところはこちらの相談のここ

ろになります。それと、DVというところでは本区の福祉事務所がいわゆる一時保護等の実質的な、生活保護を含めた実質的な対応をしています。まず指標を上げていきたいというのもあるのですけれども、この29%の中の人で、その中で一番どこを知っていたというのと、まず警察、これが7割の方で、その次が、私どもが所管している女性の悩みとDV相談、こちらが46%ぐらいで、前年度から比べて、一番伸び率が4.6%ぐらい増えているのですけれども、少しずつこちらのほうの周知もされてきているとはいえ、まだ知っている方は半分までなので、こちらも上げていかなきゃいけないのかなと考えています。

スピード感というところだと、なかなかワンストップではいかない、ワンストップでできるのは、福祉事務所は相談から支援まで一遍にできるのですけれども、先ほど言ったDVの相談窓口というのはあくまでも相談で、それを聞いて必要があれば各所管のほうに、警察、保健所等々を含めた各関係部署のほうに案内をするといった形です。当然連携としては毎年、実務者を含めた会議を警察、保健所、福祉事務所等と行っておりまして、そこら辺の連携は取れているかなとは感じております。

ICTの活用ですけれども、有効な部分で国とかは既に行っている部分がありますけれども、予算や設備等いろいろ課題がありますので、検討はしているのですけれどもなかなか実施までは至っていないというような状況でございます。

○委員 今の御回答に対してもう少し教えていただきたいのですけれども、例えば相談窓口を設けるといのが事業の中心だというのは理解しておりまして、実際に警察ですとか福祉関係の窓口に行かないのだけれども悶々と悩みを抱えていたり、不安だったり不満だったりというのをお持ちの方というのは結構いらっしゃると思うのですけれども、そういう人に対してはインターネット上の情報ですとか、過去の相談の履歴とか、過去いろいろ講座をやられていて、その講座で学んだことですか、学びの共有というところで解消される不安や不満もあるというふうに他の先進自治体の事例や、そういう研究結果も出ておりますので、その辺りの取り組みということを今後検討されていらっしゃるかなというふうに考えていまして、そういう中ではパルシティ江東さんのホームページなんかも拝見しまして、過去の学習講座の知見の共有ということも可能だと思うので、その辺りを充実させるとか、そういう方向性は考えていらっしゃるのでしょうか。

○班長 簡潔に回答をお願いします。

○男女共同参画推進センター所長 今言ったようにICT等を使ってやるというのは、今のところ検討はしているのですけれども予算や設備、その他体制等がありましてなかなか実

践できていないというところで、そのほか講座等はいろいろ工夫して、いろいろな方に対しての周知啓蒙を含めてやっているところがございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 私のほうから、これは質問というよりもむしろ意見として聞いていただきたいと思うのですが、私は前の3年ぐらい外部評価をやらせていただいて、この長期計画づくりに関わってきたので、そのたびに申し上げていたのですが、区の施策ってみんな、箇条書といいますか、施策1、施策2とかこういうふうになっているのですが、大事なことはやはり戦略的であること、それから問題を構造的に捉えるということがすごく大事なのですね。そもそもこれは人権の問題なのかということですね。今はダイバーシティって人権という文脈で捉えていないのですよ、むしろ世の中は。

私は国のダイバーシティ研究環境実現イニシアティブという委員をずっとやってまして、まず、例えば男女平等参画ということで考えると、今、日本はもう女性の就業率はOECDの中ではトップランクに入るのですね。日本の女性の就業率は低くないのですが、M字カーブのMのへこみのところがもうほとんど盛り上がってきたということで、問題は指導的立場に立つ女性の数が、割合が低いということがもうはっきりしているのですね。そういう状況の中で、どういう手が打てるのかというふうになると、まさに区の審議会の女性の参画率というのは、これはいわゆるポジティブアクションとか、あるいはクォータ制とか、積極的に女性に割り当てようじゃないかと、こういう考え方ですね、そういう施策で打てる手はあるのか、ないのか。

それから、女性が活躍するためにはやっぱり男性の働き方を変えなきゃいけないのですね。つまり仕事の仕方というのを変えないと、いわゆる男性が長時間労働していくという状況を変えないと女性も男性もハッピーじゃないということだし、あるいはケア労働をどう誰が負担するのかという問題、ケアっていろいろな意味がありますね、そういう問題をどう解決するのかという問題もあります。

それから、いわゆる意識、無意識のバイアス、アンコンシャス・バイアスという問題をどう変えていくかという問題もあります。つまり、もうダイバーシティというのは人権という問題ではなくて、ダイバーシティという問題をどう捉えて、どういうふうに、何のためにやるのか、それをどういうふう to 実現できるかというのは、もう既に世の中ではある程度の宣言だとか、それから問題の解き方が構造化されてきているのですね。それに対して江東区が今どういう状況にあるかということ、ぜひ虚心坦懐に1回評価をされるのが

とても大事だろうというふうに思います。

そういう問題の構造化みたいなものを考えていただきたいということと、それと人権という文脈でずっと捉えていないということですね。やはりダイバーシティ、多様性を認める社会というものは、実は組織においても社会においてもしなやかで、結果的に変化へ柔軟に適応できて、持続可能なクオリティーの高い社会になるのだということですね。そういうことを構造化した上で、では、あとは区として何ができるのか、事業者には何を願うのか、区民一人一人には何を願うのか、そのときに区は何をやればいいのかという、そういうような役割分担を整理して行ってこの問題を解いていかないと、意識の問題ですと、こういう啓発をしました、審議会に何人入れました、そういうようなことではなくて、もう一回申し上げますと、問題の構造化と戦略的な展開ということをぜひ考えていただきたいなど。もう少し江東区はいろいろな例を、企業の例もあるでしょうし、組織、社会の取り組みもあると思うのもう少し勉強して、そういったことで戦略的に取り組んでいただけるといいのかなと。もちろん皆さんの努力されていることはよく分かった上で、もっと取り組みのクオリティーを上げていただきたいなというふうに思っております。

何か、もしあれでしたら反論を含めてコメントはありますか。部長か、課長か、センター長か、どなたかございますか。

○総務部長 今おっしゃられた戦略的、構造的という視点をもってダイバーシティの分析は進めていきたいと思っておりますけれども、ただ、我々としてもその前にこれまで取り組んできたまず一歩して男女平等、あるいはそういった人権問題というのはやはり構造的に根本的に根底を支える問題だと思っておりますので、これも併せて対応していきたいと、その上で、今はダイバーシティということで多様性が求められています。多様性がないと社会の中で生き残れないということがございますので、そういった面についても構造的、あるいは戦略的に対策を立てて対応していければなというふうに考えてございます。

○委員 すごく大事なことはこういうことですよ。今、日本で女性の活躍、男女共同参画とダイバーシティをどう考えるかはちょっと別にして、女性の活躍は間違いなく進んでいるのです、いろいろなところで指標がどんどんよくなっているのです。ところが、諸外国と比べたときにその格差があまりにも大き過ぎて、また諸外国はさらに上がっているのですね。その格差が大きいからジェンダーギャップ指標が120位という、こういう後進国並みになっているということです。

だから今の問題は、どうやって加速させるかというところが問われているんですね。だからそれを、働き方を変えていく、意識を変えていく、あるいはその他もろもろですね、いわゆるサポート、ケア労働に対するサポートの仕組みを整えると、そうすると区が何をやるかという、そういうことがかなりスピーディにやっていかなきゃいけない、それは自治体間の競争でもあり、企業間の競争でもあり、組織間の競争でもあるという、そういう緊張感をもってこの問題を捉えてくということが大事なというふうに思いますので、ぜひ部長や課長、センター長が旗振って、23区の中で一番ダイバーシティの進んだ区になるように頑張ってもらいたいというふうに思います。

○班長 それでは、ちょうど時間ですので、外部評価モニターの方から御質問、御意見をいただきたいと思います。いかがでございますか。事務局のほうで確認いただいて、私に御連絡ください。

○事務局 事務局です。今オンラインの方が1名、挙手されております。

○班長 お願いいたします。

○モニター よろしく申し上げます。

委員がおっしゃられた点とちょっとかぶる点があるのですが、取組方針1の人権と多様性のLGBTだとかいろいろな話がありますが、地域差という話が委員のお話にあったと思うのですが、その中で地域だけではなくて、私が日頃感じるのは、実は年収も関係しているのではないかなと思っています。その辺、根本原因というのをそもそも調べたことがあるかなということが気になりました。1点目です。

2点目ですが、ワーク・ライフ・バランスの推進というところで中小企業に送付する際にチラシを同封したとかいろいろあるのですが、これを実際送っただけじゃなくて、現場に行っていますかというところですね。私も実は江東区内の中小企業にいたのですが、実際読んでいないことが多いです。なので、やはり区の方が、実際に職員の方が行って、読んでいるかどうかとか反応を聞いたほうがいいかなと思いました。その点をちょっとお願いします。

○班長 貴重な御質問、ありがとうございます。2点お願いいたします。

○男女共同参画推進センター所長 2つ目のワーク・ライフ・バランスの関係ですが、チラシを入れてというのは講座のお願いという形で、経済課が基本的に中小企業の支援をしていますので、そこに相乗りさせていただいて、いわゆる企業向けのワーク・ライフ・バランスの講座をセンターでやっていますので、いかがですかという形でお送りしました。

現場にはちょっと行っていませんので、来ていただいた方についてはアンケートをいただいて比較的好評なのですが、なかなかお仕事をされている方で参加率が他の講座に比べてちょっと低いかなというのは感じますので、ここをどうするかなという部分があります。

なかなか現場まで行くことは難しいですが、もう一つ、年に1回案内している広報誌の「パルカート」というものがある、これに企業でワーク・ライフ・バランスに成功した所のインタビュー記事もあります。これを全戸配布はしているのですが、企業に配ってなかったのが、今後こちらで経済課と対応しなくてはならないのですが、その広報誌を企業のほうに配って見てもらうということも今後やっていこうかなとは考えています。

○人権推進課長 1点目の年収に関して調査したことがあるかどうかということですが、人権推進課及び男女共同参画推進センターでは年収に関する調査は実施しておりません。

○班長 これは非常に貴重な御指摘ですので、またそういうことを意識していただければというふうに思います。

あと、今御質問いただいたことについての答えはよろしいですか。

○モニター そうですね、本当は年収の部分、実は私も、どう言えばいいですかね、企業の中では上流部門と下流部門ってあると思うのですが、比較的私は上流部門にいますけど、やっぱり下流部門にいる人間は比較的そういうことを主張する傾向が多いです。なので、どこのところでもそうかなというのは思っています、比較的年収が効いているのかなと思いますので、ぜひそういう目で見てもらえると助かるかなと思います。

あと、最初に言っていたチラシを同封した件ですが、実際送付した企業のほうに足を向けて見ていただけましたなら、そういうのを聞いたほうがいいかなと思います。多分見ていないことが多いので、ぜひそういうふうに地道な、お金をかけるのではなくて、地道な努力をすることによって多分広がっていくかなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。ありがとうございます。

○班長 はい、ありがとうございます。貴重な御意見、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。外部評価モニターの皆さん、いかがでございますか。ほかにいらっしゃるでしょうか。では、委員のほうから何か最後に簡単にコメントいただけますでしょうか。

では、まずお願いします。

○委員 ありがとうございます。

先ほどの女性の就業率は上がっているのだけれども、管理職等と代表職に就く割合が少ないということですが、多分国際機関ですとか先進的な研究を見ておきますと、代表制とかリーダー像というのが非常に多様でして、リーダー像が多様であれば、代表になるための方法論というのですかね、コミュニケーションツールも非常に多様なので、例えば代表を選ぶ基準を、従来の代表とか管理職というものではなくていろいろな形で、例えば市民活動を積極的にやっている方とかいろいろなところで女性の声というのは拾えると思いますので、審議会に限らず、管理職に限らない代表制というもの自体も見直していただけたらなと思っております。

○班長 ありがとうございます。今、委員がおっしゃったこと、実は多少研究的にこういうふうに言われているのですね、女性は管理職になりたくないのではないかと、そういうバイアスがあるのではないかとされているのです。実は、これは統計的になりたくないというふうになっているのですよ、やっぱり女性自身が。ただ、リーダーシップを發揮したいかといったら、これは男性と変わらずに女性はリーダーシップを發揮したいというふうに思っているのです。これは面白いですね。つまり、管理職にはなりたくないけども、より組織や社会に役立つことをやりたいと思っていらっしゃるのです。なぜかといったら、今の管理職像がすごく男性の固定的なイメージになっているのですね。長時間頑張らなきゃいけないとか、それからいろいろ付度しなきゃいけないとか、そういう管理職であつたら、そんなのはなりたくないよね。でも、地域社会や組織のためにこういう活躍をしたいという意味でリーダーシップを發揮したいというのは、実は女性は男性と変わらずに思っているということです。

ですから、いわゆる指導的立場というのは大体会社とかで言えば課長以上ぐらいの感じなのです、今国が育てている。だから指導的立場、それは管理職ぐらいですね、管理職以上の立場になる人たちをどう増やしてくるかというのは国の大きな政策課題ですけども、それが実はやはり男性を含めた管理職とか、あるいは指導的立場に立つ人たちが今までのスタイルではいけないんだということですね、そこを変えていく、そういう意味では委員がおっしゃったように、社会のために貢献したいとか、リーダーシップを發揮したいと思っている人はたくさんいるので、そういう意味でポジションにとらわれずに人を登用していく、審議会委員とかに登用していくというのは非常に大事な視点だろうというふうに思います。

最後に何かございますでしょうか。

○委員 ありがとうございます。コメントというか、もう一点だけ質問、これは全体を通して市民団体、NGOとかNPOとか、地域のいろいろな団体との関係は、どのような感じになっていますでしょうか。

○班長 では、どうぞお願いします。

○総務部長 総務部長です。全体的な話ですけども、江東区の長期計画は、1つの取組方針として協働というものを掲げてございます。つまり区だけではなくて事業者、区民を含めてみんなで江東区をつくっていかうという視点から協働を掲げておりますので、この施策においてもいろいろ市民団体ですとか、あるいはそういった活動をしている方とのコラボレーションといいますか、一緒に協働を進めていかうということは取り組んでございます。また、そういう人たちを育成するためにも、パルシティで女性大学など、そうした人材育成も行っているところでございます。

○班長 いかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

○班長 全体で大体こんな感じですけども、よろしいでしょうか。ぜひ、今日も人権推進課も女性でいらっしゃいますし、それから企画課も女性ですし、しかも副区長も女性の元気な方がされていますし、江東区自体がぜひ男女共同参画のみならず、外国人あるいはLGBTを含めてダイバーシティ環境を区でつくりあげるんだという、そういう気持ちでぜひ総務部長を中心に進めていただければというふうに思います。

皆さんが熱心に取り組んでおられることはよく理解できましたが、もう一段の高みをぜひ目指していただきたいというふうに期待しております。私どもも本当に勉強になりました。ありがとうございました。

それでは、この施策につきまして終わりたいと思いますが、一度事務局へお返ししょう

○事務局 ありがとうございます。それでは、次の施策までの休憩をお取りいただきたいですけども、時間的には5分程度としておりますけれども、よろしいでしょうか。します。

○班長 はい。では7時30分からスタートということで、よろしく願いいたします。

(休 憩)

○吉武班長 それでは、これから後半に入りたいと思います。施策26「地域防災力の強化」がテーマでございますが、まずメンバーの入れ替わりがありましたので、改めて、自

己紹介をしたいと思います。まずは、委員のほうから。

私が班長の吉武でございます。

○河野委員 河野博子と申します。よろしく申し上げます。

○河上委員 河上牧子と申します。よろしくお願いたします。

○班長 それでは、区側の皆さん、御紹介をお願いします。

○伊東総務部長 総務部長の伊東でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いたします。

○武越福祉部長 福祉部長の武越と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○松村防災課長 防災課長の松村と申します。よろしくお願いたします。

○重村危機管理課長 危機管理課長の重村でございます。よろしくお願いたします。

○梅村福祉課長 福祉課長の梅村と申します。よろしくお願いたします。

○山田河川公園課長 河川公園課長の山田です。よろしくお願いたします。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、総務部長から施策26の現状と課題、今後の方向性等について10分程度で御説明をお願いします。よろしくお願いたします。

○総務部長 よろしくお願いたします。

施策26「地域防災力の強化」でございますが、主管部(課)は総務部防災課になってございます。また、総務部危機管理課及び福祉部福祉課が関係所管部(課)となつてございます。お手元の施策評価シート、施策26「地域防災力の強化」を御覧ください。こちらの資料を中心に御説明させていただきます。

1の施策の分析について御説明いたします。(1)に記載のとおり、江東区がこの施策を通じて目指す姿は、自助・共助・公助の取り組みにより、個人の防災対策や地域における防災活動が促進されるとともに災害時の救助救援体制等が確立され、地域防災力が強化されるということでございます。

令和2年度の施策の達成状況を測る指標は(2)の「家具などの転倒防止策を行っている区民の割合」で管理してございまして、目標70%に対して進捗率は43.3%という状況になってございます。令和3年度に実施した江東区長期計画区民アンケート調査結果によると、非常用食料それから飲料の準備を行っている家庭や、避難方法や避難場所の確認を行っている家庭は前年度と比較しても6~7ポイント増加しておりますけれども、家具などの転倒防止策は前年度からの進捗が見られない状況となっております。

本区の地域防災計画における被害想定では、死傷者の8割から9割が建物倒壊によるものとされていることから、建物の耐震化と併せて区民が対応できるソフト対策として家具の転倒防止の取り組みを代表指標としているものでございます。引き続き家庭内での防災対策の実施について啓発を進めていく必要があると考えてございます。

(4)の一次評価についてです。災害情報の伝達手段の充実や備蓄物資の確保、避難所の拡充など毎年度計画的に災害対応力の向上に努めているところではありますが、コロナ禍における地域コミュニティの希薄化や、共助の担い手となる自主防災組織の高齢化に伴うマンパワーの不足といった課題が残っている状況でございます。区としては、引き続き地域防災計画にのっとり地域防災力の充実・強化に努めていきたいと考えてございます。

次に、2の取組の分析です。区では3つの取組方針に基づき施策を推進してございます。取組方針1の防災意識の向上、それから次のページの取組方針2の地域の防災活動・救助救援体制の強化、それから取組方針3の災害対応力の向上です。

ページをお戻りいただきまして、取組方針1の防災意識の向上です。防災対策の基盤となる自助・共助の強化を図る取り組みとなります。区では毎年総合防災訓練を実施しており、区と各防災関係機関との相互連携を検証する機関訓練を都立木場公園で実施するほか、地域住民と協力して実施する地域訓練を、例年区内4か所を選定し、各地域の小中学校を会場として訓練を行っております。昨年の地域防災訓練ではコロナ禍での感染症対策を踏まえた訓練を実施し、参加する区民の一層の防災意識の向上や、防災訓練への参加促進にも努めているところでございます。

また、月に3回発行しているこうとう区報を通じて各種防災関連情報を発信するほか、ハザードマップなどを作成・配布し、併せてSNSを活用して外国人や在勤者等にも情報提供しているところでございます。

令和元年度に都内にも被害をもたらしました台風19号の地域水害情報に関する区民への情報伝達対応を踏まえまして、昨年度区内全世帯を対象に防災備蓄用ラジオを配布したところでございます。これは地域防災情報伝達手段の強化と、併せて区民の防災意識の向上を図るために実施したものでございます。

次に、次ページの取組方針2の地域の防災活動・救助救援体制の強化です。災害発生時の地域の防災拠点となる避難所の運営強化、災害時の共助の実行部隊となる災害協力隊への支援、及び災害時の避難行動要支援者への支援に関する取り組みとなります。

災害発生時の拠点避難所として、江東区では各地域の公立小中学校69校を指定してご

ざいます。災害時には各拠点避難所に区職員が配置されることとなっており、これまで災害情報連絡員2名と、避難所開設後に配置される避難所配置職員2名の計4名の配置となっているところでもございましたけれども、本年度よりさらに区内近隣在住の係長級職員1名を追加配置して避難所運営の体制強化を図っているところでございます。

各拠点避難所の運営は学校長、区の職員、地域の町会・自治会、PTA、消防団など地域住民が協力して運営することとなっており、毎年1回以上、学校避難所運営協力本部連絡会を開催して災害発生時に備えているところでございます。

また、台風などに伴う災害については、あらかじめ気象情報などで風水害に対する備えを行うことができることから、拠点避難所を開設する前の段階の避難施設として区内文化施設8か所と区内スポーツセンター5か所を自主避難施設として指定しているところでございます。

取り組みの指標になっている区内災害協力隊は災害時の共助の中核をなすものであり、令和2年度末で322隊が区内に組織されているところでございます。災害協力隊は町会・自治会ごとに組織されておりまして、ただ近年、町会・自治会の高齢化や、あるいはプライバシーを重視する観点から災害協力隊の母体となる町会・自治会への加入率そのものの総体的な低下によって、災害協力隊の編成が横ばい状態になってございます。

また、本区の人口増加が集合住宅によるところが多いことから、総体的に考えコミュニティ力は低下していると考えており、災害時の共助を支えるため、区としても災害協力隊をさらに支援・育成していくことが課題となっているところでございます。

また、避難を自力では行えず、支援を要する避難行動要支援者への対応は、福祉部福祉課と総務部防災課が協力して名簿の作成と個別支援計画の作成を行っています。

次に、取組方針3の災害対応力の向上です。災害時に拠点避難所で必要となる食料をはじめとする備蓄物質の充実など、避難所生活環境整備に向けた取り組みでございます。江東区では、東京都が平成24年度に公表した首都直下型地震、いわゆる東京湾北部地震でございますけれども、この被害想定に基づきまして備蓄計画を策定しているところでございます。食料の備蓄数は取組み指標ともなっておりまして、46万食となっております。これは避難所生活者15万2,000人の3食分、計46万食ですが、これ以外にも帰宅困難者の1食分、そして災害対応従事者の3日分を備蓄しており、総合計は68万食の備蓄となっております。賞味期限を伴う備蓄物資につきましては期限の1年前に備蓄計画から外し、区民などが実施する自主防災訓練に提供し、御活用いただくこととしてご

ございます。よって常に68万食の備蓄を確保することとさせていただきます。

また、災害時における物資供給を適切かつ効率的に行うために備蓄管理システムを導入し、モバイル端末によって運用できる体制を整備し、備蓄倉庫の棚卸等の管理を行ってございます。

備蓄物質の充実という面では、新型コロナウイルス感染症対策として災害時の緊急資機材の充実も計画的に行っているところでございます。昨年度には不織布マスク45万枚の備蓄、あるいは手指消毒用アルコールジェルとスプレー850本の備蓄、非接触型体温計200個、あるいは簡易型避難テント4,300張り、その他ビニール手袋やフェースシールドといった資機材の購入を新たに行ってございます。

なお、避難所の密を避けるために感染の疑いのある人との動線や避難スペースを区分して受け入れることや、2メートルのソーシャルディスタンスを確保するため、体育館だけでなく、学校の教室の活用を図ることとして地域防災計画を改めてございます。

以上が施策26「地域防災力の強化」についての説明となります。

○班長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入る前に先日のヒアリング、これは防災についてはハード面の話だったのですが、そこでも、そこでもいろいろなソフト面に関わる話も、御質問もありましたので、先日の施策26のヒアリングで回答することとなった質問事項がありますので、区からまずそのことについて御回答いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○防災課長 それでは、防災課長より御回答させていただきます。着座にて失礼いたします。

今回の御質問につきましては6項目いただいておりますので、順次説明させていただきます。まず1つ目、区として水平避難、垂直避難についてどう考えていて、区民に対してどう案内しているのかということでございますけれども、江東区の地域防災計画におきましては洪水の避難先は、原則としてハザードマップを確認していただいた上で、浸水しない安全な場所に避難することとしております。ただし安全に避難を完了するまでの時間が十分に確保できない場合につきましては、生命の保護を最優先し、自宅や最寄りの堅牢な建物、公共施設等になりますけれども、そこを避難先にするとしてございます。その際には当該建物の想定される水深より高い場所に避難する、いわゆる垂直避難をしていただくように呼びかけを行っているところでございます。

次に、2番目の御質問でございます。住民に対する意識啓発等の区の取り組みについて、

でございますけれども、現在、地域や学校の依頼に応じて実施している防災講話ですとか、地域の防災訓練などを通じてハザードマップ等について一層の周知、活用を図っているところでございます。

また、防災意識啓発の全般といたしましては、防災行政無線放送のほか、緊急速報メール、こうとう安全安心メール、ホームページ、防災マップアプリ、ツイッター、フェイスブックといったSNSなど多様な媒体で周知を進めているところでございます。

それから、質問の3点目、災害時の電源確保について、でございますけれども、現在、拠点避難所と呼称しております区内の小中学校69校において、非常用電源設備の整備を進めているところでございます。これは発動機を体育館の外部電源盤に接続することで必要最低限の電力が供給され、これによってLED照明ですとか、それからコンセントの使用が可能となるということであります。具体的にはLED照明が7灯から10灯、それから携帯電話40台の充電が可能、それからテレビ2台の接続が可能ということになっております。こちらにつきましては軽油を燃料としておりまして、100リットルの燃料を備蓄しており、3日間の運転継続が可能ということで考えてございます。

また、このほか有明西学園では、当該地域の地区計画に従いまして防災機能を考慮することとされております。このため、太陽光パネルを用いた発電ですとか、もしくは非常用発電というもので備蓄しているところでございます。

それから、質問の4点目でございます。避難場所の整備について、でございますけれども、まず避難場所の周知につきましては、現在防災マップですとか、それから防災マップアプリ、ホームページなどを活用して、より分かりやすい周知に努めているところでございます。

また、避難施設の確保につきましては、令和2年度、避難指示等を発令する前段階に自主的な避難を希望する方の受入れ施設として新たに13施設の自主避難施設を指定しているところでございます。

また、備蓄施設でございますけれども、現在、区内に防災倉庫24か所を整備しておりまして、新たな施設整備につきましては、災害想定や社会情勢を踏まえ随時見直しを図っていくところでございます。

それから、質問の5点目でございます。保育園や小さい子どもが通う施設への指導ということでございますけれども、現在、区内の保育園のうち都営住宅などに併設している保育園では、所在する団地の団地自治会に独立の保育園、保育所につきましては、近隣のマ

ンションなどに洪水時に垂直避難する許可をいただいております。そうしたところで避難体制は全園で整えられております。また、浸水想定区域内の保育園では避難確保計画の策定が義務づけられており、それに基づいた訓練を定期的を実施しております。また、区域外の保育所でも、今後避難確保計画に基づいた水害訓練が必須となり、計画に基づいた訓練が実施されているか、また利用者の円滑かつ迅速な訓練内容になっているかなどを区が検査することとなっております。

それから、6点目の御質問でございます。新型コロナウイルス感染症の影響で避難所運営について見直しを検討しているかということでございますけれども、従来の拠点避難所、先ほど申し上げました区立の小中学校69校においては通常体育館が避難場所となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして体育館以外の教室の活用について検討するほか、文化センター、スポーツセンターの活用ということも検討しております。

また、受付時の検温、それから問診を行うとともに、自宅療養者や濃厚接触者、それから発熱者は一般の避難者の方とは別にそれぞれの専用スペースで受入れを行う、いわゆるゾーニングというものをを行うということとしております。

このほか、令和2年度には拠点避難所及び自主避難施設に1か所当たり避難用の簡易テントというものを52張り、消毒液を10本、マスクを2,000枚弱、それから携帯トイレを1,000回分、非接触型体温計を2台配備したところでございます。

御質問についての回答につきましては以上でございます。

○班長 どうもありがとうございました。非常に手短に、しかも的確にありがとうございました。6点、ありがとうございました。

それでは、それらも踏まえまして、委員のほうからご質問・ご意見等をお願いしたいと思います。

○委員 はい。2点ございます。避難所の運営ですけど、避難所は新型コロナウイルス感染症の影響もあって非常に大変になってきており、かなり迅速に対応を取られているという御説明がございました。また、避難所運営の人数も、最初の総務部長の御説明にもありましたように拡充しているということですけど、それで十分なのでしょうか。これは実際かなり大変になるのではないかと思うのですね。区職員の数は拡充しているということですけど、区職員に任せるのではなくて、それを支えるボランティアというか、地域住民の人たちも一緒にやるみたいな、その辺の体制がどうなっているのか。また、災害協力隊

と関係あるのかどうかちょっと分かりませんが、災害協力隊の数については、この取組方針2を見ますと着実に増やしているように見えますけど、さっきの御説明で課題として、町会・自治会の加入率とか高齢化ということもあるので、そこの支援・育成を進めておられるということですが、これは都内のどこも悩んでいるところだと思うのですが、その辺のところはどういうふうに支援・育成をされているのか、最初の質問と併せてお願いしたいと思います。

○防災課長 御質問に御回答させていただきます。まず、確かに御指摘のとおり避難所の運営というのは新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、かなり難しいものがあるというふうに私どもも認識しております。その上で、やはり区だけでの取り組みというのは限界がございます。区の職員を増やしたというところはありますけども、やはりその地域の方々、学校ですとか、それから災害協力隊という町会とか自治会で組織いただく自主防災組織がありますけども、その災害協力隊ですとか、そういう地域の皆様と一緒にやって避難所運営ということをしていく必要があります。そのために現在学校避難所運営協力本部というものをつくっております、本部長が校長先生になっておりますけども、その中で災害協力隊ですとか区の職員ですとか、それからPTAの方、ボランティアの方も含めて避難所運営について御検討いただくという体制となっております。

また、災害協力隊につきましては、今年度新たに3隊増えまして7月1日現在では325隊となっております。その3隊はいずれもマンションの自治会さんが自主的に組織していただいたということで、私どもといたしましても、通常は、町会・自治会で組織していただくというのがベースになるのですが、やはり近年は集合住宅、マンション等の建設が進んでおりますので、そうしたところの自治会さんにアプローチをすることで隊数を増やしていきたいというふうに考えてございます。

○班長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 あと1点、私から質問ですが、ちょっと細かいかもしれませんが、広域の水害、大規模水害があったときの垂直避難についてですが、これは今内閣府と都で検討している最中で、つまり台風19号の課題があったのでまだ検討している最中ということは理解しているのですが、江東区さんの場合はマンションが多いので、民間の会社とかビルとかマンションの共有スペースなども考えて何らかの対応をいろいろ検討されているのかなと勝手に想像しているのですが、その辺、差し支えない範囲でどういうふうにやられている

のか、現状をもうちょっと御説明いただければありがたいと思います。

○班長　　お願いします。

○防災課長　　水害時の避難ということだと思いますけども、まず、今御指摘いただきましたとおり、現在、区ではいわゆる民間企業のオフィスビルのところの一部を貸していただくということで、そうした災害時協定を結ばせていただいております。

それから、あともう一つがURさんですとか、それから都営住宅さんにつきましては、URとか都営住宅の集合住宅の共用部分、廊下ですとか、それから階段部分について避難場所として御提供いただくように、こちらのほうも協定を結んでいるところでございまして、やはり集合住宅を生かした避難ということについて、江東区としても検討を続けているところでございます。

○班長　　どうもありがとうございました。

委員、いかがでしょうか。

○委員　　ありがとうございます。私からも何点か質問がございます。

まず、今の議論の延長で聞ける質問としまして垂直避難の話ですが、水平避難を事前に呼びかけるタイミングというのが難しいかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。その中で、鉄道会社が計画運休したりするかと思うのですけれども、鉄道会社との何らかの連携というのは考えていらっしゃるのでしょうか、まずこの点についてお聞きかせください。

○班長　　どうぞお願いします。

○防災課長　　御質問ありがとうございます。

まず、水平避難につきまして、でございますけども、やはりこれにつきましては一般的なタイムラインと言われておりますが、どのタイミングでどういう形で避難行動、避難情報というものを発するかということにかかってくるかと思っております。避難行動もしくは避難情報のよりどころとなるのはいわゆる気象情報、それから江東区で言いますと荒川の水位情報になりますけれども、やはりそうしたところがどの段階で確実なものが出てくるかということによろうかと思えます。ですので、理想的には例えば台風が最接近する、これは例えばですけど3日前とか、そのぐらいの段階である程度降雨量、それに伴う荒川の水位の上昇、そういったものがある程度確信の高いものであれば水平避難ということの周知が図れると思っております。

ただ一方で、一昨年の台風19号のようにそうした情報が入ってくるのが非常に直前に

なって入ってきたというところもありましたので、やはりそうした場合は垂直避難が現実的なものになるだろうというふうに我々としては認識しているところでございます。

それからもう一つ、鉄道会社の件もございましたけども、こちらにつきましても、実は今、台風19号を受けまして、私どもも含めた江東5区という協議の形がございますけども、そうしたところでいろいろと鉄道会社とやり取りしていますが、やはり計画運休というものが今後さらに定着していくだろうという見込みがございます。といいますのも、台風19号の折には、テレビ等の報道でありましたけれども新幹線が水没する事態ですとか、ああいう被害があったということもあり、鉄道会社も鉄道の運行と併せてそうした車両の安全の確保というところも御検討されているようで、そうしたことから鉄道の計画運休というものは今後も行われていくであろうというふうに考えてございます。

こうしたことから、私どもといたしましては、やはりそうした鉄道会社について総合的、もしくは横断的に調整ができるように、例えば国、国交省さんですとか、それから東京都さん、そういったところにも働きかけをお願いするというところで今現在、取り組んでいるところでございます。

○班長 はい、お願いします。

○委員 ありがとうございます。あと、もう少し幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

防災意識の向上、取組方針1について、でございます。いろいろなメディアや媒体を使って周知を図るということですが、ここに記載されている文章をそのまま読みますと、防災に必要な知識や準備を広く周知し、自助力の向上を図るということなのですが、やはり周知から自助力の向上に至るまでの間に非常にギャップがあるというふうに理解しております。

そのギャップを周知するだけではなくて、本当に自助力の向上を図るに当たっていろいろ事業を用意していらっしゃると思うのですが、その取り組み状況の中で対象となる事業名が幾つか挙げられていて、防災会議運営事業ですとか、地区別防災カルテ推進事業というのが書かれておまして、いただいた資料を見ますと、防災会議運営事業は今後レベルアップをしていく一方で、避難行動支援事業は減っていくと。実際にメディアを使った周知だけではなくて、地域の中でたくさん議論していただけるのだろうと期待しているのですが、具体的に防災会議運営事業ではどういう取り組みを今後増やしていくのか、そういう点を教えてください。お願いします。

○防災課長 防災会議運営事業につきましては、実際は江東区防災会議というものを開催しております、それは私ども行政と、それから災害に関わる関係団体ですとか、そういったところで構成されるものですが、それは江東区の地域防災計画という一番要の計画を御審議いただいて、それで改訂等を行うというものの事業が主ですけれども、実は今回、ここに新たな事業としてぶら下がったのは、災害時に避難行動を配慮しなければいけない要配慮者の方がお使いになる要配慮者利用施設というのがあるのですけれども、その要配慮者利用施設は法的に避難確保計画ですとか、それから避難訓練というのを実施しなければいけないということになっているのですけれども、現在、いわゆる社会福祉系の事業者さんですとか、それから保育事業者さんとか、そういったところが区内でもかなり多くあるのですけれども、そうした事業者さんのほうでなかなかその辺のところの進捗が進まないということもありまして、本来そうした要配慮者の利用施設については、浸水想定区域内にある施設については地域防災計画に掲載しないといけないのですけれども、なかなか掲載するに当たって避難確保計画とかがつくられていないと載せられないという事情があります。そのため、今年度、江東区としてはそうした事業者さんは大体700ぐらいありますけれども、その700の事業者さんに全てお声がけをして、そうした避難確保計画を御作成いただくようにということで、ちょうど今準備をしております、来週以降、そうした御依頼の文書を発送するとともに、来月、8月には避難確保計画作成のための説明会というものを区内8か所で行う予定でございます。こうしたことを今年度取り組むということで、事業のボリュームがアップしたということになってございます。

○班長 お願いします。

○委員 ありがとうございます。

対象となる避難行動要支援者自体も、高齢化率が上がっていくと増えていっている可能性もあるのですけれども、そういう対象の方以外にも、なるべく地域の中に入って行って、周知と実際の自助力を高める間の大きなギャップを埋める努力ということをぜひやっていただきたいなと思っております。そういう意味では、防災会議運営事業がレベルアップして大幅に事業が推進されるという点は期待できるかなと思っております。今聞いていますと、地域の中に密着してというのはこれからなのかなと思いましたが、その点は期待したいと思えます。

それから、もう一つ最後に、これは実際に地域に防災で入られていて思っている印象をお持ちであれば教えていただきたいのですけれども、地域防災の人材は増えないとか、あ

とは活動を担っている人たちが高齢化していっているという話は日本どこでもあるのですけれども、一方で、先進的にうまくやっている地域では地域防災の扱うテーマが従来とはちょっとずつ異なっていて、今の社会とか、比較的若い人のトレンドやニーズを捉えたテーマの持ち方を設定すると地域防災の話も結構動くという印象を持っております。

具体的には、例えば世界の例で言いますと、アメリカも2100年までに7つの都市が水没するとかと言われて、マイアミも世界的な先進事例となって建物がどんどんエレベーション化、高層化して不動産価格も上がっていったりしているのですけれども、そういう気候変動とか、あとは不動産、都市開発ですとか、あとは浸水のある程度想定した都市づくり、まちづくり、または防災地域づくりということにもう少しコンテンツを広げると地域防災に関わる人材もさらに多様になるのですけれども、そういう動きとか、そういう地域的な文脈みたいな話は江東区にあるのでしょうか。もしくは、役所としてはそういう気候変動と絡めた動きということも今後やっていきたいというようなお考えがありますでしょうか、今の印象を率直にお聞かせいただけたらと思います。お願いいたします。

○班長　　お願いします。

○防災課長　　まず、すみません、先ほどの質問と関連したところで、地域のこれからどうしていくのかとか、地域にどう入っていくのかという話で、ちょっとその補足から始めさせていただきたいのですが、現在、確かにどういう形で地域の担い手というものを育てていくかというところは、やはり課題というふうに認識しております。先ほど御指摘がありましたギャップを埋めるという意味では、いわゆるインフルエンサー的な方というのでしょうか、そういう方の存在というのがやはり重要だというふうに思っております。このため、区では現在、防災士の資格を取る講座を受講される方への支援ですとか、それから、もしくは災害協力隊と先ほど御説明させていただきました、その災害協力隊のリーダーとなるべき方についての講習会というものをやっております、そうした方たちが学んでいただいたことを地域に還元していただくということが重要だというふうに認識しております。

それから、最後の今のトレンドを見越した地域防災のあり方ということでございますけれども、現在、江東区においてもいろいろな都市計画、都市計画マスタープランといったものについての検討が行われているところでございます。一方で、国のほうでも現在、高台まちづくりというフレーズが出てまいりましたけれども、そうしたことで、例えば地域のかさ上げですとか、もしくは高台となるような建築物の建設ですとか、そういったとこ

ろと併せてどう防災というものを実現していくかというところのテーマがちょうど今、下りてきているのかなというところでございます。

私どもとしても、我々はどちらかというソフト部門を担っておりますけれどもハードとのミックス、ハードがある程度構築されることによって、それによってまたソフトのありようというのも変わってくるというふうに認識してございます。今後はそうした動向も踏まえまして、引き続き江東区の災害対策に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員 丁寧なご回答をありがとうございます。一言追加させてください。ぜひハードの動きを、上層とか都市計画関連の審議会とか、専門家だけで話すのではなくて、そのような流れを地域の中に持ち込んで、ぜひ区民の皆さん全体でそういう意識を持っていただいて、高台まちづくりですとか、これからの気候変動に対する、対応できる地域防災のあり方、暮らしのあり方、そういう新しいトレンドを考える機運をぜひ意識啓発の中で取り組んで、みんなで考えていっていただけたらと思います。ありがとうございます。

○班長 ありがとうございます。

○委員 私から防災課長へ、ところで何年防災課長をやっているのですか、ちょっと個人的なことですみません。

○防災課長 今年で2年目になります。

○委員 こんなこと言っちゃいけませんけど、よく勉強していますね、本当に。いや、あなたみたいな防災課長がおられて、江東区って何か安全だなんていう感じがします。

何年も外部評価委員をやっていると、江東区の皆さんと本当に友達みたいに仲がよくなっちゃっていますけども、本当に皆さん優秀ですけども、特に2年間ぐらいの短い期間でよくいろいろな問題を把握されておられて、それに対して手を打っているところと、打っていないところがはっきり分かっているというのがすごくすばらしいなと思いましたので、ぜひ御活躍いただきたいと思いますし、また防災課長が活躍しないようになってほしいなというふうには思います。

実は、前回の施策25のときに、これはハードだったのですね。そこに外部評価モニターの方や我々委員から質問があったときに、ややそれが「施策26ですから総務部が答えますので」というのが幾つか目立ちちゃったために、ハードとソフトが切れてしまっているという印象を、多分外部評価モニターの方々も、我々委員も持ちちゃったのですね。だから、やはりまずこの辺のところをお聞かせいただきたいのですが、やはりハードを

しっかり整備するにも限界がありますから、それをソフトでカバーしなければいけないし、その辺りと、ハードとソフトを合わせたところで区民の皆さんに対してどう説明するか、あるいはトータルのコストを抑制しながらどうやってその効果を高めていくかというのはハードとソフトの組み合わせでやらなければいけない。それぞれハードとソフトの担当部署が違って責任を持たなきゃいけないのだけでも、やはり一体感を持ってやらなければいけないと思うのですが、その辺りはどうでしょうか、少し印象をお聞かせいただければと思います。特に区民モニターの皆さんのコメントを見ると、やはり行政は縦割りだなというコメントが結構出ておりました。この際、少しリカバリーしていただければと思います。お願いします。

○総務部長 全体的ということで、私のほうから簡単に答えさせていただきますけれども、今年、江東区では国土強靱化地域計画を作成する予定でございます。いろいろ地域防災計画でソフト、あるいはまちづくりのハードとかありますけれども、そもそもまちづくりを行うときに、こういったまちづくりをしていけば将来減災対策につながるというような視点も踏まえて国土強靱化計画をつくっていくという計画を立ててございますので、今、各委員の皆様からいただいた御提言や考え方や視点なんかも計画の中に盛り込んで、江東区の今後の防災対応力の強化、向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

○委員 どうもありがとうございました。

それからもう一つ、地震のことですけれども、どうしても東京湾北部を震源とする首都直下型地震というのが中心になるけれども、考えてみたら東日本大震災の地震で茨城とか千葉沖とかというのは必ずしもまだ岩盤が割れていないのではないかということも言われています。それから、さらにやっぱり南海トラフ地震がもし三連動とか来た場合には、マグニチュード9とかと言われてますね、超巨大地震だと。そうすると、やはり関東ローム層にある東京というのはかなり長周期地震動が起きるだろうとか言われています。その地震の場合というのは、本当にたまたま東京湾北部という1点で1つの前提を置いていますけれども、いろいろなところから襲ってくる可能性があるのですが、その辺は十分江東区としてはお考えになっていらっしゃるのでしょうか、お願いします。

○防災課長 地震の御質問でございますけれども、委員が御指摘のように非常に難しい問題でございます。やはり、どういった形でまず揺れが来るのかと、今お話があったように東京湾北部地震は直下型ですので縦揺れが短時間で非常に激しいものが来ると。一方で、南海トラフのような地震ですとお話があった長周期地震動というもので、要は揺れが長くず

っと続くということで、それによって耐震のありようというのも変わってこようかと思えます。こちらについては、やはりハードの部分というところになりまして、耐震をどう進めていくかといこととなります。今はハード部門のほうでも耐震の助成ですとか、それから地震に強い建物についての検討ですとか、そういうようなものを行っているというふうには聞いてございます。やはり我々とする、そうした地震というものがもう間近に来るだろうということを見越して、ハードはハードでの整備をしますけども、そこでやはりどうしても100%ではないので、我々も避難行動というところでどう安全を確保していくかという点で、特に地震の場合は、火災もそうですけども、意外と多いと言われているのがお住まいの方の御家庭で家具等が転倒して、それでけがをされる場合が多い。先ほども指標のほうに家具の転倒防止ということで40数%ということで、まだちょっと我々としても努力が足りていないというところがありまして、こうしたところをしっかりとやっていくことによって地震というものに備えていきたいと考えております。建物ばかりが強くて、そうしたソフトの部分がおろそかでは駄目ですし、ソフトもハードの不十分さというのにはなかなか抗し切れないということですので、先ほどお話のあったハード、ソフト両面での充実というものが求められているというふうに認識してございます。

○委員　　あともう一つ、いろいろ啓発を行う上で、実際に被害に直接遭ったという意味で、これは水害もそうですし、地震の場合もそうですけども、被害に遭った地域の話を知るとかというのは随分と大事のような気がしますけども、その辺りというのは、何か啓発活動の中でそういう話をうまく活用するとかというのはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○防災課長　　被害に遭ったということでいきますと、例えば直近でいくと、水害でいきますと平成30年に岡山県真備町とかで起こった大雨災害の件がございまして、それには、実はうちの職員も1名、岡山には派遣しております。そうした職員の体験みたいなものを我々も聞き取っております、そうしたことを、例えば防災講話という区民の方々と直接対面して御説明する場でもお話のほうをさせていただいたところがございます。

あと地震については、やはり東日本大震災かと思われまはすけども、なかなか生々しいお話があって、私も実は消防の方からいろいろとそういったお話ですとか、あとは映像ですね、特にショッキングだったのがいわゆるお亡くなりになっている方が映っている映像というのも直接見させていただいたのですが、そういったものを我々としても受け止めて、区民の方々にお伝えしていかなければいけない。

ただ、ポイントになると思われるのが、いわゆる恐怖心をあおるというよりは、やはりこういうリスクがあるということを御認識いただいて、その上でどう適切に避難行動と結びつけていただくかというところが重要だというふうに思っています。

○委員　ありがとうございます。僕は大学人ですので、我々は阪神大震災のときに、例えば関西学院がどういう対応したのかというのは実は勉強してはまして、その後で東日本大震災を私は、筑波大学で直面したのですが、やっぱりそういう生々しい話ではなくて、どういうふう乗り越えたとか、どういう準備をしていたのか、マニュアルを作っていたけど、実はあまり見なかった、でもこういう行動をした、みたいな話を、恐らく直下型地震ということになれば阪神・淡路が一番直近では適当だろうと思われまので、もう大分時間がたっていますのでそういう話を聞かれるとか、あるいは真備町もそうでしょうけども、そういう事例によって、そして恐怖をあおるのではなくて、どういうふうにしてそれを乗り越えてきたのかとか、そういうのを例えば動画でアップして、それを区民向けにお見せするとかという、そういうふうな地道な取り組みもあっていいのかなと思います。やはり経験した人たちの話を聞くというのは物すごく意味があるなという気はいたします。またぜひ御検討いただければと思います。

○班長　それでは、外部評価モニターの皆さんから御質問、御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○モニター　拝見させていただいた施策の分析と取組方針の1ですけれども、家具等の転倒防止策を行っている区民の割合を指標としているということですが、これを指標とするというのは、個人的には感覚的に合っていないくて、というのも、例えば私は全然家具等の転倒防止策をしていなくて、それは転倒しても問題ない家具しかないというのと、賃貸住宅だけに、そんなに釘で打ちつけるとかはできないというのもあるので、例えばハザードマップのダウンロード数であるとか、防災アプリのダウンロード数とかという、別の指標を用いたほうがいいのではないのかなという感じがしたのが1点目です。

すみません、あと2点目として、この防災アプリというのを私は初めて知って、先ほどインストールして使ってみて、これは便利だなと思ったのですが、このアプリであるとか、ハザードマップであるとか、私は不動産の会社に勤めているので、「リスクというのはどのようなものがあるかな」、「地域のリスクってどういうものがあるかな」と思ったから、まずハザードマップとかを見るって、業者だから分かりますけど、例えば両親であるとか、友人であるとか、ハザードマップの存在そのものも知らない人とかもいて、そうい

う例えば周知、リソースへの周知方法とはどう考えているのかなということ。例えば東京メトロとかの駅にQRコードつきのポスターとかを貼るとか、そういう周知活動も重要で、周知活動をしっかりしていかないといけないのではないかなというような感じがしていますが、いかがでしょうかという2点です。

○班長 ありがとうございます。

貴重な御意見、ありがとうございます。では、2点、お願いします。

○防災課長 ありがとうございます。

まず1点目の家具の転倒防止を指標としたというところでございますけども、実はこの指標というのは現在、令和2年度から始まった新しい江東区の長期計画の指標でございますけども、この前の長期計画というのもございまして、その前の長期計画のときに指標としていたのが、家庭内で防災対策を実施している区民の割合というものを指標としておりました。こちらが実はやはり43%ぐらいで計画最終年を終えたと。このときも70%を目標としていたのですが、前長期計画においても40%ぐらいで止まってしまったということがあって、引き続きこれに類する指標というものを新しい長期計画でも引き続きの指標として用いるということで、こちらにしたということです。

なお、先ほども阪神大震災のお話がございましたけども阪神大震災の折にも、建物倒壊もそうでしたけども、やはり家具の転倒による、家具等に挟まれて圧死ということでお亡くなりになった方も相当数いらっしゃったというふうに聞いてございます。あと、実は今、東京湾北部地震の江東区の被害想定でも、やはり多くの方がそうした建物の中での被害があるのではないかとこのように想定されておまして、そうした点からも今回、家具の転倒防止というものが一番身近に取り組めて、かつ実効性も高いだろうということでこの指標にしたところでございます。

それから、2点目の防災アプリですとかハザードマップの周知の件でございますけども、現在の防災マップアプリにつきましても、昨年度新たに機能を追加してハザードマップ、洪水ハザードマップですとか大雨、それから高潮のハザードマップの閲覧もこのアプリを使ってできるようにしたところでございます。

それから、あとハザードマップにつきましては、昨年度、洪水・高潮ハザードマップについては、区内全戸に配布のほうをしたところでございまして、そうしたところで一定の周知は図られたものと考えてございますけども、御指摘のようにまだまだ足りていない部分もあると思いますので、御意見を踏まえて引き続き周知に努めてまいりたいというふう

に考えてございます。

○班長 いかがでしょう、よろしいでしょうか。

○モニター ありがとうございます。

○班長 今おっしゃったように、家具の転倒防止だけじゃなくて、確かにもっといろいろな可能性が広がりそうですので、それはぜひまた今後も検討いただければと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか、外部評価モニターの皆さん。

○事務局 事務局です。オンラインで1名挙手いただいています。

○班長 はい、お願いいたします。

○モニター よろしく申し上げます。

すみません、2点あります。1点目は、実は台風19号のとき、私、砂町中学校のほうに避難しております。そのときに、江東区の職員で、1人でいらっしゃったのですが、1人だともう結構てんでこ舞い状態で、1人では足りないかなと思っています。正直、そのとき人数把握も、実は200名と私が数えて、それを報告したという話もあります。なので、やはり実際に1人とかではなくて、区の方でもリーダー含めて3名ぐらいとか、ちょっと人数を増やしておかないと厳しいかなと思います。学校職員の方がいらしたかという、警備員しかいらっしゃらなくて、マイクの使い方が分からないとかいろいろな問題がありました。なので、そういうことも含めて、やはり区の方が、かつ学校にどういう設備があるのか、そういうことを把握している必要があるかなと思います。

そのときに、体育館に避難しましたが、生の情報があまり入ってこなくて結構混乱を招いていたので、ラジオを探していただいたところありましたので、ラジオを大音量で流して一応落ち着いていたという状況もありますので、そういうふうなことを含めて、ラジオを例えば防災無線、校内放送で流すとか、そうすることによって結構避難所が安定するのではないかなと思いますので、そういう観点で見いただければと思います。

2点目が、私が住んでいる砂町エリアというのは木密地域で、火事になると結構悲惨な状況になるだろうと容易に想像できます。それで、自宅の前は2メートル道路なので、火事になったときに消防車が入ることができません。近隣の通りの方が家を建て替えるときに江東区のほうに道路の拡幅工事をお願いできないかという話をされ、そこはやはり個人のことなのでできないということだったので、やはりそこというのはある程度強制的に、持ち主にとってはデメリットのほうが大きいので、例えば持ち主に対してはそう

いう拡幅工事に対する協力金とかを少しでも出すなど、そういうふうにしておかないと、対策ができないのではないか、しにくいのではないかなどというのは見ていて思います。なので、その辺も御検討いただければと思います。

○班長 ありがとうございます。前半のほうは本当に貴重な体験ですので、これはありがたく受け止めて、いろいろな対策に生かしていただきたいと思います。

後半のほうは、2つ目のほうは前回の施策25のハードの問題とも絡むのですが、これについてコメントをいただけますでしょうか。いかがでしょうか、どなたから。

○防災課長 防災課長です。まず、台風19号の件についてですが、やはり我々としても台風19号の初動対応というものが、やはり結果として見てみると足りていなかったということは反省点として認識してございます。特にお話がありました区の職員の派遣というものが足りていなかったですとか、遅れたということについては、多くの御指摘をいただいたところでございます。

このため、区といたしましては、今後はかなり早めに初動を取るということを考えておりまして、特にそうした災害対策本部の設置ですとかそういったものも、台風19号を踏まえてより早く取り組んでいくということを今考えているところでございます。またあわせて、先ほども御説明さしあげましたけれども、現在避難所に配置する職員を新たにまた1名増やしたということで、そういったところでもより初動体制の確立により努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○班長 2つ目は、この場では答えられないかもしれませんが、いかがでしょうか。

○防災課長 それでは、引き続き2つ目のことでございます。申し訳ありません、砂町のどこかというところは、今のお話だとちょっと把握できないところですが、現在、江東区では北砂三、四、五丁目を「不燃化特区」に位置付けておりまして、不燃化特区内では道路の拡幅等を行っていると、計画をしているというふうに聞いてございます。そうしたところの取り組みが今後進んでいくことによって、砂町地区の不燃化というものが行われていくのかなと認識してございます。

あと、それに関わりまして、現在、我々防災課のほうでも今年度「不燃化特区」、それから「不燃化推進地区」と呼ばれている地域に街頭消火器と、まちに消火器を置いているのですが、その街頭消火器を新たに増やしていくということを今年度の取り組みとして行っておりまして、今、北砂地区もどこに消火器を置くかということについて具体的に今検討を進めているところでございまして、そうしたところでもなるべく減災につながるよ

うに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○モニター ありがとうございます。自宅近辺ではこの2年ぐらいで新しい家が、2軒建っています。2軒とも拡張していません。やはりそういうのって、実情、合っていないところですね。そのことについて、私、実は区長にメールでも意見しましたが、結局その回答は、今回は拡張工事を行いませんという回答でした。なので、それって実際と合っていないではないですかということですね。だからぜひ、そこをちょっと強制的にやらないと進まないと思いますので、ぜひよろしくお願いします。そこまで、話が行っていないのかもしれないですね、防災課長のほうまで。実際ちょっと現場に足を運んで、行っていただいて、実際本当に建て替えた家は拡張工事をやっているのか、やっていないのかとか、見ていただくと分かると思います、実際やっていません。よろしくお願いします。

○班長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。事務局、特に挙手は確認できませんでしょうか。

○事務局 現在、挙手いただいている方はいらっしゃいません。

○班長 はい。分かりました。

貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今日は非常にまた実りの多い議論ではなかったかというふうに思います。

それでは、施策26のヒアリングは以上とさせていただきます、最後に事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 事務局です。本日はありがとうございました。外部評価委員の皆様には事務局から2点、御連絡を申し上げます。

本日のヒアリングの結果を踏まえまして、外部評価シートの作成をお願いいたします。外部評価シートの様式は事前にメールにて送付しておりますので、そちらを御活用いただければと存じます。なお、御提出は、恐れ入りますけれども7月20日、火曜日中に各班の担当職員宛てメールにて御提出をお願いいたします。

2点目です。本日御参加いただきました外部評価モニターの皆様には意見シートを御提出していただきますけれども、頂戴した意見シートは外部評価委員の皆様へ送付させていただきますので、モニターの皆様のお意見も参考にいただきながら、外部評価シートの作成をお願いいたします。

次に、外部評価モニターの皆様へお願いを申し上げます。皆様には、事前にメールにて

意見シートを送付しておりますが、本日のヒアリングをお聞きいただいて、施策に対する区の取り組みについてどのような感想を持たれたか、施策ごとに意見シートに御記入をお願いいたします。御記入いただきました意見シートは、7月16日の金曜日の夕方5時、17時までにメールにて企画課に御提出をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○班長　それでは、委員の皆様、それから外部評価モニターの皆様、遅くまで本当にありがとうございました。また区の皆さん、極めて適切な御説明と、それからまた受け答え、ありがとうございました。ますます江東区がよくなるように、皆さん方の御活躍を祈っております。

それでは、ここで今日のヒアリングを閉会したいと思います。本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

午後8時35分 閉会